

新潟県海釣りマナー

海では漁業者の皆さんをはじめ、遊漁者の皆さんが守らなければならないルールやマナーがあります。水産資源を大切に、いつまでも遊漁が楽しめるようルールやマナーを守りましょう。

① まき餌の使用量について

使う量は必要最小限に控えましょう。

1人8kg（潮通しが悪い水域は1kg）を上限としてください。

米ぬか、赤土などを主としたまき餌は止めましょう。

それらの大量使用は環境に悪影響を与えます。

海藻の生えている場所を汚さないようにしましょう。

ワカメ、モズク、エゴ、イワノリ等は漁業権により採捕、養殖されています。

漁網（定置網など）の近くでの使用は止めましょう。

魚や貝などの養殖が行われている場所での使用は止めましょう。

② ゴミなどの処分について

残ったまき餌、使い終わった釣り針・釣り糸や空き缶などのゴミは持ち帰りましょう。

③ 釣り場の利用について

漁業者の操業を妨げないように注意しましょう。

魚礁（天然礁を含む）で他船の妨げとなる行為は止めましょう。

釣り場をきれいにして帰りましょう。

④ 地域ルールについて

この他、地元関係者で定められているルールもしっかり守りましょう。

【共同漁業権の対象となっている主なもの】

アワビ、サザエ、カキ、コタマガイ（アサリ）、イガイ、ワカメ、イワノリ、モズク、テングサ、タコ、ギンバソウ、アラメ、ツルモ、アカモク、etc・・・

一般の人（遊漁者等）がこれら（共同漁業権の対象となっている水産動植物）をとると、漁業権侵害や窃盗罪に問われる場合があります。

【行うことができる魚の採り方】

◇ 手釣り・竿釣り（ひき釣り（トローリング）は禁止）

◇ たも網・さで網

◇ 投網（船を使用しないものに限る）

◇ ヤス（水中銃は禁止）

◇ 手づかみ

【注意】

スキューバ（潜水具）を使用して魚・貝・海藻などをとることはできません！

【河口付近でサケ・マスの採捕が禁止されている場所があります。】

次の河口付近では、サケ・マスが産卵のため安心して川に上れるよう、その採捕が禁止されています。